

## ○社会福祉法人広島愛育会役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(平成22年5月25日制定)

(趣旨)

第1条 社会福祉法人広島愛育会（以下「広島愛育会」という。）理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料（役員の報酬等の年度総額）

第3条 定款第21条に規定する広島愛育会の役員に支給する報酬等の年度支給総額は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、ただし、広島愛育会が経営する施設を代表する職員である役員には支給しない。

(1) 常勤の理事 報酬、通勤費、賞与、退職慰労金

(2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬 別表第2に定める額

(2) 通勤費 職員の通勤手当の支給の例による額

(3) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額

(4) 退職慰労金 別表第5に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とし、退職慰労金は別表第5に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日とする。ただし、その月の25日が休日、日曜日又はその月の土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又はその月の土曜日でない日を支給日とする。

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 広島愛育会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 役員の報酬及び功労金の年度支給総額（第3条関係）

区 分	支 給 総 額
報 酬	150,000,000円
退職慰労金	3,600,000円

別表2 常勤の理事の報酬（第5条関係）

区 分	単 位	支 給 上 限 額
理事長	月額	850,000円

別表3 常勤の理事の賞与（第5条関係）

区 分	支 給 月 数
7月の賞与	職員の例による
12月の賞与	職員の例による

別表4 非常勤の役員・評議員の報酬（第5条関係）

## (1) 理事

区 分	勤務1日につき
理事会等会議への出席	20,000円
上記のほか法人・施設業務に出勤	20,000円

## (2) 監事

区 分	勤務1日につき
理事会・幹事監査等への出席	20,000円
上記のほか法人・施設業務に出勤	20,000円

## (3) 評議員

区 分	勤務1日につき
評議員会への出席	20,000円
上記のほか法人・施設業務に出勤	20,000円

別表5 役員の退職慰労金（第5条関係）

区 分	1名当たりの上限金額
理事長	3,000,000円
非常勤の理事・監事	200,000円

※ 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て上表に規定する額を上限として慰労金を支給することができる。